

見積り合わせに関する募集

1 調達内容

(1) 調達件名

砺波公共職業安定所小矢部出張所 防犯カメラ装置設置工事

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

(2) 誓約書 (別紙)

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和7年1月9日(木) 17時15分まで

持参、メール、FAXまたは郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 金(かね)

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail kaikai-toyamakyoku.a15(★)mhlw.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和7年1月10日(金) 12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、諸経費を含めた金額とし、単価・数量・金額を記載すること。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額(以下「税抜き価格」という。)、消費税及び地方消費税額(以下「消費税額」という。)及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額(以下「税込み価格」という。)を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

(3) 請書又は契約書の作成を要する。

誓約書

当社は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （１） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- （２） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- （４） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （６） 労働関係法令を遵守している者であり、過去 1 年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

仕 様 書

1 件 名

砺波公共職業安定所小矢部出張所 防犯カメラ装置設置工事

2 目 的

砺波公共職業安定所小矢部出張所に防犯カメラ装置を設置し、職員及び来庁者の安全確保を図る。

3 履行場所

砺波公共職業安定所小矢部出張所（小矢部市綾子5185）

担当者 新開

電話番号 0766-67-0310

4 履行期限

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

5 工事概要

砺波公共職業安定所小矢部出張所に防犯カメラ装置を設置する。工事完了後、メンテナンスを行える構造とし、メーカー等から部品調達、修理が行える仕様とする。

6 仕様

（1）防犯カメラ機器の数量

- ・屋内カメラ 4台
- ・屋外カメラ 1台
- ・液晶モニター 1台
- ・デジタルレコーダー 1台

（2）防犯カメラ設置場所

- ・1階 玄関ホール 1台（玄関入口全体が映る位置に設置）
- 事務室 3台（窓口カウンター外事務室・待合スペースが映る位置に設置）
- ・屋外 出入口 1台（来所者用駐車場が映る位置に設置）

別添図面（砺波公共職業安定所小矢部出張所 防犯カメラ配置予定図）に設置予定場所を示してあるが、実際の設置場所は、現地担当者と協議の上、調整すること。

（3）機器の仕様

機器については、全て新品とし、下記の基準を満たすものとする。

①防犯カメラ

- ・カメラ映像：デイナイト機能を有すること。
- ・有効画素数：200万画素以上
- ・最低被写照度：0.1ルクス以下
- ・屋外カメラは防塵防水規格IP66以上であること。
- ・屋内カメラはドーム型であること。

②デジタルレコーダー

- ・HDD：4TB以上
- ・5枚/秒程度の撮影で、全てのカメラ映像について1週間以上の録画が可能であること。
- ・USBメモリー等へのバックアップが可能であること。
- ・録画解像度：1920×1080以上
- ・1階相談室に設置すること。

③液晶モニター

- ・19～21.5型ワイド液晶モニター
- ・画面分割によって、全てのカメラの映像を表示できるよう設定すること。
- ・1階相談室に設置すること。

(4) 配線工事仕様

- ・1階相談室に設置する各機器と防犯カメラをつなぐ配線ルート进行调查・確認し、使用できる既存設備（ケーブル・配管等）については使用し、必要に応じて新規に電線・配管等を施工する。
- ・原則隠蔽配線とし、やむを得ず露出配線を要する場合は事前に担当者との協議の上、モール・金属配管等により施工する。
- ・工事完了後メンテナンスを行えるように、必要に応じて天井点検口を設置すること。
- ・停電が生じないよう作業すること。

(5) その他工事

- ・試験調整、廃棄物の処理等、本工事に伴う全ての関連工事一式

7 石綿含有建材事前調査

- (1) 受注者は石綿障害予防規則に基づき事前調査を実施し、施工前に石綿等使用の有無に係る「事前調査結果報告書」を提出すること。
- (2) 書面及び目視調査の結果、石綿等の使用の有無が不明だった場合は、石綿等の使用の有無について分析調査を実施すること。
- (3) 書面及び目視調査、または分析調査の結果、石綿等の使用が明らかとなった場合は、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じた上で施工すること。
- (4) 見積金額には、事前調査費用のうち、書面及び目視調査費用を計上すること。なお、分析調

査及び石綿等の除去に係る費用は、申し出に基づき、変更契約を行うものとする。

8 その他

- (1) 特別に記載のない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編（最新版）」並びに関係法規に準拠し、安全かつ円滑に施工するものとする。
- (2) 施工の時間帯については、午前9時から午後5時までの間を原則とし、詳細な施工日時は砺波公共職業安定所小矢部出張所担当者と事前に調整すること。なお、施工日は閉庁日を想定している。また、工事工程表を作成の上、契約締結後14日以内に富山労働局に提出すること。
- (3) 見積りの際には、機器の設置、調整、既存機器の廃棄等、本仕様にかかる全ての経費を含めること。
- (4) 工事施工に必要な官公庁への諸手続きは、費用を含め受託者の負担で行うこと。
- (5) 工事期間中の管理として、以下の点について実施すること。
 - ア 防災管理（施工期間中の工事対象部分については、受託者の責任をもって防火管理体制が継続するよう管理すること。）
 - イ 時間管理（施工期間中の時間管理については、事前に計画を作成し、担当職員へ報告すること。）
 - ウ 電気設備管理（施工期間中の電気設備管理については、各設備監視に支障がないよう管理すること。）
- (6) 工事中に庁舎設備及び備品に損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担において、速やかに原状回復すること。
- (7) 施工にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。
- (8) 本工事により発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法規を遵守し、適切に処理すること。
- (9) 工事完了時には、検査担当職員による検査を受けること。また、工事完了後、監視カメラ及び記録装置等の操作について説明を行い、設計図書、完成図面、簡易説明書等その他必要なものを納入すること。
- (10) 施工が適切に行われたことを証明するため、施工前、施工途中、施工完了時の状態を写真撮影し、2部提出すること。
- (11) 設備の納入、引渡し後、1年間は保証期間とし、故障や障害が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、修理を行うこと。
- (12) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議し決定するものとする。

(本仕様書に関する問合せ先)

富山労働局総務部総務課 会計第三係 春木

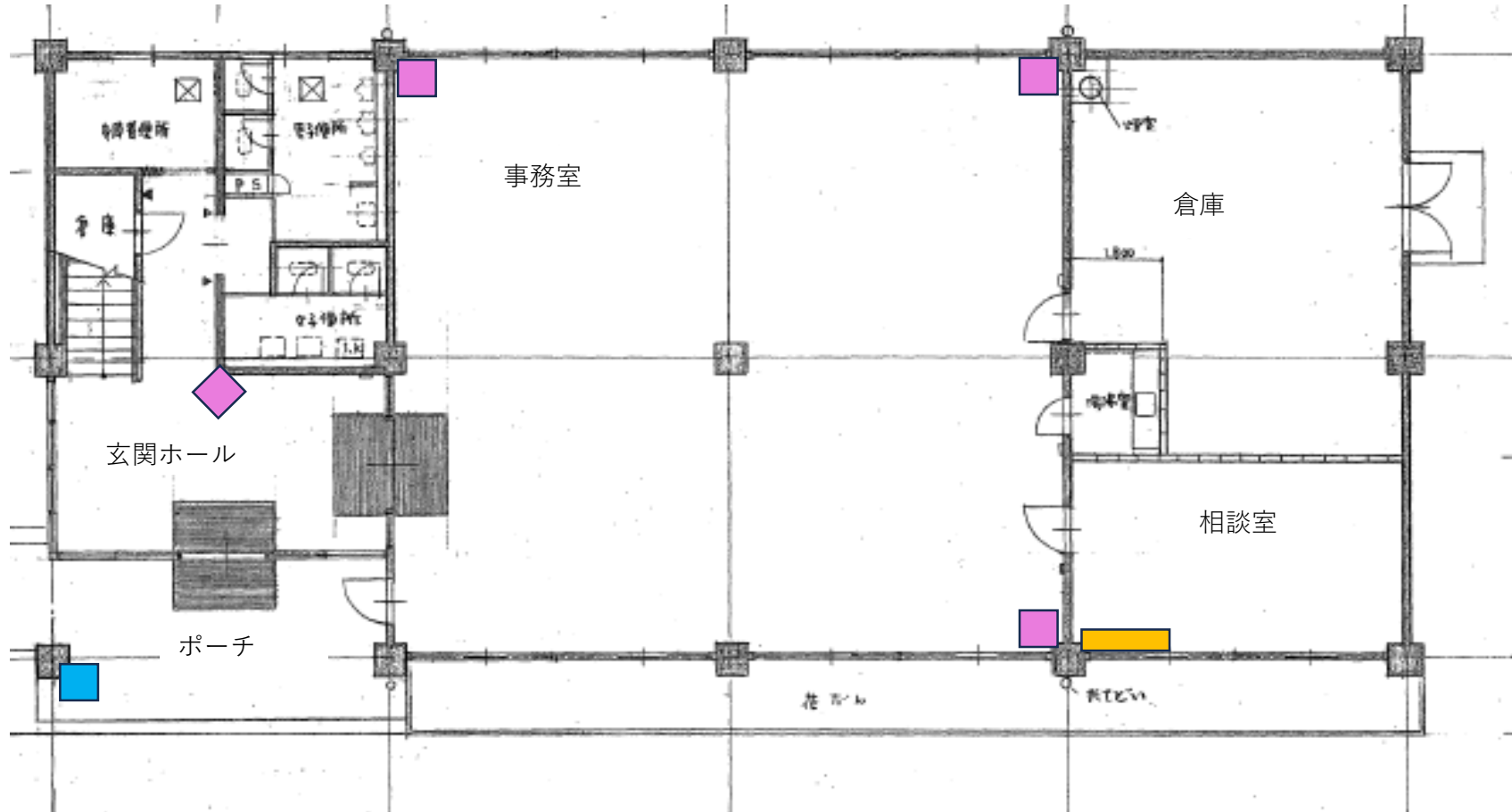
TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

別添

砺波公共職業安定所小矢部出張所 防犯カメラ配置予定図

【庁舎 1階】



■ 屋内カメラ設置予定場所

■ モニター予定場所

■ 屋外カメラ設置予定場所